

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

熊本厚生年金 事案 970

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年9月21日から同年12月1日まで

私は、申立期間にB社からA社に出向したが、その期間に厚生年金保険の加入記録が確認できなかったため、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時の同僚の供述から判断すると、申立人はB社及びA社に継続して勤務し（昭和40年9月21日にB社からA社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料の納付に関する資料を保管しておらず、このほか、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月から同年7月までの期間及び同年9月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年5月から同年7月まで
② 平成8年9月から同年11月まで

申立期間以外の離職中の国民年金の記録は、保険料を納付したことになっているが、申立期間についても保険料を納付していた。申立期間について、国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後、B市C区役所に出向き、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料について、納付書に現金を添えて納付した旨の主張をしている。

しかしながら、B市C区が保管する国民年金被保険者名簿に申立人の名簿が存在しない上、申立人が所持する年金手帳には、申立期間について国民年金の加入手続をしたことをうかがわせる記載もないことを踏まえると、申立人は申立期間当時、国民年金の加入手続を行っておらず、同区役所は、国民年金保険料に係る納付書を発行していなかったものと推測され、申立人は申立期間について保険料の納付を行うことができなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成5年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、17年3月1日に再取得するまでの間、国民年金に未加入であることから、申立期間は、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）を所持していない上、国民年金の加入手続及び保

険料の納付に関する申立人の記憶は明確ではなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から5年3月まで
大学在学中に、国民年金の加入手続を行っていないのに、国民年金保険料の納付書が送付されたが、自分に収入がなかったので放置しておいたところ、その納付書に気がついた母親が、私の保険料を立て替えて納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の資格取得日等調査により、平成3年4月頃に払い出されていることが推認されるとともに、オンライン記録から、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は同年4月1日と確認できることから、申立期間のうち、元年8月から3年3月までについては国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかったと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、平成3年4月から5年3月までについては、A市が保管する平成3年度及び4年度の国民年金収滞納一覧表でも納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、母親が納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、母親からその証言を得ることができないことから、申立人の申立期間に係る保険料の納付状況が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 971 (事案 112、649、702、801、926、946、961 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月10日から55年12月5日まで

私は、申立期間についてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかった。申立期間について勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、私はA社で作業員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、これまで7度申し立てているが、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の関連資料が無いこと、ii) 申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落が無い上、申立人は申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していること、iii) 申立事業所の当時のB出張所長及び元総務担当者等は、申立人は当該事業所における厚生年金保険の加入対象者である世話役等ではなかったと説明していること、iv) 申立人が提出した「職長教育に係る受講証」には、厚生年金保険料の控除を確認することができる記載は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月12日付け、22年12月15日付け、23年3月2日付け、同年8月10日付け、24年1月12日付け、同年5月9日付け及び同年8月1日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料や証拠は無いものの、申立期間においてA社にC職として勤務し、厚生年金保険の保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと

申し立てているものであるが、当該主張のみでは、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。